

一般社団法人 日本秘書協会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本秘書協会と称する。英文では、JAPAN SECRETARIES & ADMINISTRATIVE PROFESSIONALS ASSOCIATION と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、経営の高度化に伴う新しい秘書像を追求し、秘書としてあるべき教育・訓練の基本と技法を体系化する一方、秘書に関する調査、研究を行い、もって秘書としての職能を完遂することにより、秘書の地位向上とわが国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 秘書の専門訓練に関する研修会及び講演会
- (2) 秘書の専門技能に関する実習指導
- (3) 秘書の技能検定の実施及びその合格者の登録
- (4) 秘書の専門訓練に関するコンサルテーション及び講師派遣
- (5) 秘書としての業績、功労及び秘書協会への貢献に対する表彰
- (6) 機関誌及び出版物の刊行
- (7) 内外関係諸団体との共同研究及び事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 社員

(会員の種別等)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、個人会員及び法人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 個人会員

現職の秘書、秘書的な業務を兼任する者、秘書教育にたずさわる者、秘書に関する研究者、学生、研究生をはじめ今後秘書を目指す者、その他この法人の趣旨に賛同する者。

(2) 法人会員

この法人の目的に賛同する法人又は団体。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を6ヶ月以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、当該会員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 会員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のため会員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名以内を専務理事、4名以内を常任理事とする。

3 前項の理事長をもって法第91条第1項第1号の代表理事とし、理事長以外の理事をもって法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。専務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員法人に対する損害賠償責任の一部免除)

第27条 この法人は、法に規定される役員法人に対する損害賠償責任について、法令に

定める要件（善意でかつ重大な過失のないとき）に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

（構成）

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常任理事の選定並びに解職

（招集）

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

（事業年度）

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受け、会員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第37条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第39条 この法人は剰余金の分配を行うことはできない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 常任理事会

(常任理事会)

第41条 常任理事会は、理事長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

(常任理事会の審議事項)

第42条 常任理事会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 会員総会及び理事会の議案とするもののうち、特に必要な事項
- (2) 理事長が諮問した事項

(常任理事会の招集)

第43条 常任理事会は、必要に応じて理事長が招集する。

(常任理事会の議長)

第44条 常任理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(常任理事会の定足数)

第45条 常任理事会は、常任理事会を構成する理事の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 常任理事会の議事は、出席した理事の半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第11章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第46条 この法人に顧問及び相談役他を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、この法人運営の基本事項につき、理事長の諮問に応じる。
- 3 相談役は特定事項について、理事長の諮問に応じる。
- 4 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 5 この法人に功績のあった者は、名誉職として理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

第12章 委員会

(委員会)

第47条 この法人は、必要に応じて委員会を置き、会員はそのいずれの委員会にも属することができる。

第13章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1人、その他の職員若干名を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、石川愛とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。